

「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業」事前説明事項

1.禁止されていること

- ・ 飼い猫、または市外に生息する猫にチケットを使用すること
- ・ チケットを他人へ譲渡および転売すること
- ・ 事業実施にあたり、物品や金銭を受け取ること及び請求すること
- ・ 協力病院に対し、医療費などの直接交渉やチケット受領前の事前予約を行うこと

2.必ず守っていただきたいこと

- ・ 申請者自ら（またはボランティア）が猫を捕獲し協力病院へ連れて行くこと
- ・ 手術終了後、様式第 4 号または「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業実施報告電子フォーム」より実施報告を行うこと
- ・ 実施報告の際、「手術実施前後それぞれの猫の写真（各 1 枚ずつ）」を添付すること
- ・ 手術を行った後も猫を適切に管理（適正な給餌、清掃等）し、命ある限り見届けること。
- ・ 自身のホームページまたはSNS上に本事業についての定型文（市 HP 参照）を掲載すること
- ・ 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うこと
- ・ 有効期限を過ぎたチケットがある場合、破棄すること
- ・ 妊娠中の猫と判明した場合、墮胎されることに同意すること
- ・ 手術結果について、どうぶつ基金および協力病院に対し異議申し立てをしないこと
- ・ 事業実施にあたり事故等が起こった場合は、自身の責任において処理し、どうぶつ基金や協力病院、市、他の事業参加者に対しその責を問わないこと

3.注意していただきたいこと

- ・ チケットの枚数は、申請どおりに一度で交付できない場合があること
（その場合、交付できなかった分を翌月以降に繰り越し、順次交付します。）
- ・ チケット交付まで数か月要する場合があること
- ・ 協力病院については、市がどうぶつ基金へ一括申請を行う仕組みのため、特定の病院をご利用いただくこと（市近辺の病院ではありません）

以上のことに同意できる方にのみ、チケットをお渡しできます